一般社団法人 学術著作権協会

使用料規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人 学術著作権協会(以下「当協会」という。)が著作権を管理する内外国の著作物(以下「管理著作物」という。)を利用許諾する場合の使用料額を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規程における用語の定義は次の通りとする。
 - (1)「利用者」とは、当協会との間で本規程に定める利用許諾契約を締結した個人又は団体をいう。
 - (2)「電磁的記録媒体」とは、電子的方式、電磁的方式そのほか人の知覚をもって認識することのできない方式により管理著作物を記録する媒体をいう。
 - (3)「紙等媒体」とは、紙、フィルムその他前号に規定する方式以外の方式により管理著作物を記録する媒体をいう。
 - (4) 「複写複製」とは、管理著作物の全部又は一部を、単独で、かつ、その内容及び形式に変更を加えずに有形的に再製することをいう。
 - (5) 「転載複製」とは、説明、報告、紹介その他の目的で、論文等の一部を構成する管理著作物 (論文等に含まれる図表、写真等を含む。)を利用者自身が作成する資料等(紙等媒体であるか 電磁的記録媒体であるかを問わない。)に有形的に再製することをいう。
 - (6)「国内管理著作物」とは、当協会の管理委託契約約款に基づき当協会が著作権を管理する著作物 をいう。
 - (7)「海外管理著作物」とは、海外の複製権機構その他の団体との間で締結した著作権管理契約に基づき当協会が著作権を管理する著作物をいう。
 - (8)「従業員等」とは、利用者(利用許諾契約において管理著作物の利用範囲を利用者の子会社又は 関連会社にまで拡大したときは、当該子会社又は関連会社を含む。)の役員、従業員、派遣社員そ の他利用者の管理下において利用者の事業のために労務を提供する者をいう。
 - (9)「内部利用目的」とは、管理著作物の複写複製物を、従業員等による閲覧、保管、その他利用者 の内部における利用にのみ供する目的をいう。
 - (10)「外部利用目的」とは、紙等媒体に複写複製された管理著作物を利用者以外の者に譲渡又は貸与(以下、譲渡及び貸与を併せて「頒布」という。)し、又は電磁的記録媒体に複写複製された管理著作物を利用者以外の第三者に送信する等して、従業員等以外の者の閲覧又は保管に供する目的をいう。

(利用許諾契約)

- 第3条 管理著作物の利用許諾を得ようとする者は、本規程に定めるいずれかの方式により当協会と 利 用許諾契約を締結しなければならない。
- 2 前項に定める利用許諾契約の方式は、次の通りとする。
 - (1) 個別的利用許諾契約

許諾の対象となる管理著作物を特定して利用許諾を行う契約

(2)包括的利用許諾契約

許諾の対象となる管理著作物を特定せず、当該利用分野において利用許諾が可能なすべての 管理著作物の利用を包括的に許諾する契約

第2章 基本複写複製使用料

(基本複写複製使用料)

第4条 管理著作物を紙等媒体に複製(第3章以下に規定する契約に基づく複製を除く。)する場合の使用料(以下「基本複写複製使用料」という。)は、管理著作物の種類及び複写複製の目的に応じて複製1頁当たりそれぞれ下表の通りとする。ただし、当協会との管理委託契約において委託者が使用料の額を決定することとされている管理著作物(以下「非一任型管理著作物」という。)の基本複写複製使用料は、当該委託者(以下「管理委託者」という。)が決定した額とする。

表 基本複写複製使用料

| 管理著作物 | 複写複製の目的 | 基本複写複製使用料 |
|---------|---------|-----------|
| 国内管理著作物 | 内部利用目的 | 2円/頁 |
| | 外部利用目的 | 10円/頁 |
| 海外管理著作物 | 内部利用目的 | 60円/頁 |
| | 外部利用目的 | 100円/頁 |

(包括的利用許諾契約における使用料額算出方法)

- 第5条 包括的利用許諾契約(第6条、第8条及び第4章以下に規定する契約を除く。)において利用者が 支払うべき使用料額は、基本複写複製使用料に基づき次のいずれかの方式により算出される額、又は 以下に定める最低使用料の額のいずれか多い額とする。
 - (1)全量報告方式 当該契約期間内に行われた管理著作物のすべての複写複製につき利用者から報告を受け、報告された複写複製頁数に基本複写複製使用料を乗じて当該契約期間の使用料額を算出する。なお、当該契約期間内の使用料額が10,000円を下回る場合は、10,000円を最低使用料とする。
 - (2) 実態調査方式 当協会が任意に指定する当該契約期間内の5週間に行われたすべての管理著作物の複写複製につき実態調査を行い、実態調査期間中の管理著作物の複写複製頁数の10倍に基本複写複製使用料を乗じて当該契約期間の使用料額を算出する。なお、当該契約期間の使用料額が10,000円を下回る場合は、10,000円を最低使用料とする。ただし、当該期間中の実態調査が行えなかったときは、直近の契約期間の実態調査に基づき当該契約期間の使用料額を決定することができる。
- 2 前項第2号の規定にかかわらず、利用者の属する団体との間に特別の協定がある場合には、当該団体に属する利用者は、当該団体と当協会との協定に定めた方法で行う実態調査に基づいて把握した管理著作物の複写複製量に基づき使用料額を算出することができる。
- 3 実態調査方式による包括的利用許諾契約を締結する利用者は、実態調査の実施に便宜を図り、全面 的に協力しなければならない。
- 4 当協会が利用者からの全量報告の内容又は実態調査の結果につき確認する必要があると判断したときは、利用者は当協会の求めに応じて必要な資料を提出しなければならない。

第3章 特別な複写複製利用許諾契約の使用料

(JACデジタル著作権利用許諾契約の使用料)

- 第6条 利用者に対して次の各号に掲げる管理著作物の利用を包括的に許諾する契約(以下「JACデジタル著作権利用許諾契約」という。)の使用料は、別表に業種区分別に掲げる従業員一人当たり年間使用料単価に利用者の従業員等の数を乗じて得た額、又は同表に掲げる最低使用料の額のいずれか多い額とする。
 - (1) 内部利用目的による電磁的記録媒体又は紙等媒体への複写複製。ただし、紙等媒体の管理著作物を電磁的記録媒体に複写複製できるのは、電磁的記録媒体に複写複製された管理著作物を市場において入手できない場合に限る。
 - (2) 国、地方公共団体、独立行政法人その他の公共団体に対する各種申請又は届出を目的とする複写複製並びに当該公共団体への頒布及び送信
 - (3) 利用者(利用許諾契約において利用許諾の範囲を関連会社にまで拡大したときは、当該関連会社を含む。以下、本条において同じ。)の製品又はサービスに関する情報を提供する目的で、利用者の顧客、依頼者又は潜在的な顧客からの要求に応じて、利用者による電磁的記録媒体又は紙等媒体に複写複製した複製物を1部に限り供すること。
- 2 前項各号の規定にかかわらず、次に掲げる行為はJACデジタル著作権利用許諾契約の範囲外とする。
 - (1)書籍、雑誌、新聞、定期刊行物等(以下、本条において「書籍等」という。)の実質的全部を複写複製すること。
 - (2)変形、翻案等の改変をすること。
 - (3) 前項(2)及び(3)に掲げる以外の複写複製物を第三者に提供すること。
 - (4)書籍等の購読又は購入に実質的に取って代える目的で複写複製すること。
 - (5)継続的かつ反復的に複写複製し又は頒布すること。
 - (6) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第68条の2第1項に 基づく情報の提供など、利用者の日常的業務として反復継続的に情報を提供すること。
 - (7)上記に掲げるものの他、当該複製の態様が当該著作物の通常の利用を妨げ、著作権者の正当 な利益を不当に害すると認められる行為

(文献提供許諾契約の使用料)

- 第7条 他人の委託を受け、学術文献その他の著作物につき、その複写複製物を頒布し又は送信の方法により当該他人「以下「複写複製等委託者」という。」に提供することを業とする機関(以下「文献提供機関」という。)が行う管理著作物の複写複製又は送信(送信行為により必然的に生じる送信先における1複製を含む。)に係る利用許諾契約(文献提供許諾契約)の使用料は、利用態様及び管理著作物の種類に応じてそれぞれ次の各号に掲げる額とする。ただし、非一任型管理著作物の使用料は、管理委託者が決定した額とする。
 - (1) 複写複製等委託者に対して管理著作物の紙等媒体の複写複製物を頒布し又はファクシミリ送信する場合管理著作物の種類及び複製等委託者における複写複製の目的に応じて、複製1頁あたりそれぞれ第4条に掲げる基本複写複製使用料の額
 - (2) 複写複製等委託者に対して国内管理著作物の電磁的記録媒体の複写複製物を頒布し又は国内 管理著作物をファクシミリ以外の方法で送信する場合
 - 1論文当たり500円
 - (3) 複写複製等委託者に対して海外管理著作物(ただし、電磁的記録媒体への複製の利用許諾が

可能とされている著作物に限る。)の電磁的記録媒体の複写複製物を頒布し又はファクシミリ以外 の方法で送信する場合

管理委託者が決定した額

2 文献提供機関は、当協会との間で全量報告方式による包括的利用許諾契約を締結することができる。

(複写目的電子化契約の使用料)

- 第8条 第3条第2項第2号の利用許諾契約を締結している利用者が、当該契約に基づき国内管理著作物の画像データを紙等媒体に印刷することのみを目的として、その有するサーバ(利用者の事業のために使用する他のコンピュータにネットワークを通じてファイルやデータを提供する機能を有するコンピュータをいう。)の記録媒体に複写複製することに関する利用許諾契約(以下「複写目的電子化契約」という。)の使用料は、複製1頁当たり30円とする。
- 2 複写目的電子化契約を締結した利用者が管理著作物の画像データを紙等媒体に印刷したときは、前項の使用料とは別に第4条および第5条に基づく使用料を支払わなければならない。

第4章 転載複製使用料

(資料等を頒布して利用する場合の転載複製に係る使用料)

- 第9条 国内管理著作物を転載複製して頒布する場合の使用料は、国内管理著作物の利用部数に応じて、管理著作物の1転載(管理著作物に含まれる図1点、表1点又は1000文字以内の利用をいう。以下、本章において同じ)あたり下表の通りとする。ただし、非一任型管理著作物の使用料は、管理委託者が決定した額とする。
- 表 資料等を頒布して利用する場合の転載利用に係る使用料

| 利用部数 | 使用料(1転載あたり) |
|---------------|----------------------------------|
| 1~5,000部 | 60,000円 |
| 5,001~10,000部 | 85,000円 |
| 10,001部以上 | 85,000円から5,000部毎に 25,000円ずつ増加 |

(資料等を上映・公衆送信して利用する場合の転載複製に係る使用料)

- 第10条 国内管理著作物を転載複製して資料等を上映又は送信する場合の使用料は、国内管理著作物の利用方法、利用期間、視聴者を一定範囲に限定しているか否かに応じて、管理著作物の1転載あたり下表の通りとする。ただし、非一任型管理著作物の使用料は、管理委託者が決定した額とする。
- 表 資料等を上映・公衆送信して利用する場合の転載複製に係る使用料

| 利用方法 | 利用期間 | 視聴者の限定の有無 | 使用料(1転載あたり) |
|----------------|------|-----------|-------------|
| スライド・動画等による上映 | 1 年間 | | 95,000円 |
| | 期限なし | | 120,000円 |
| ウェブサイトにおける公衆送信 | 1 年間 | あり | 200,000円 |
| | | なし | 300,000円 |
| | 期限なし | あり | 600,000円 |
| | | なし | 900,000円 |
| アプリの配信 | 期限なし | | 500,000円 |

(営利を目的とせず対価を得ない場合の使用料)

第11条 前2条における使用料については、営利を目的としない法人又は個人が資料等の譲受人又は視聴者から料金(いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。)を受けない場合には半額とする。

第5章 その他

(協議により定める使用料)

第12条 本規程の第2章、第3章又は第4章の規定を適用することができない利用方法により管理著作物を利用する場合は、著作物利用の目的、態様その他の事情に応じて利用者と協議の上、その使用料の額を定めることができる。

附則 この規程は、2019年4月1日から実施する。 2021年8月1日改定

別表

| 階層 | 業種区分 | 従業員等一人当たり年間 使用料単価 |
|-----|---|--|
| 1. | 消費者サービス 卸売、小売業 衣服、繊維、アパレル等 運送サービス、運送設備 | 450円 |
| 2. | 金属製品を含む金属 ビジネスサービス 一般金融(銀行、保険、不動産、及びこれらの持株会社を含む) 会員機関 建設 電機、電子機器 電気、ガス会社 航法、誘導装置 機械 農業、食物、たばこ 木材、紙、その他関連製品 石材、粘土、ガラス ゴム製品 | 1,000円 |
| 3. | 航空機、航空宇宙 電子部品 科学機器 ラジオ、テレビ、通信機器 診療所、総合病院 | 1,300円 |
| 4. | コンピューター、ソフトウェア、システム設計 証券、商品仲介業者 化学製品 燃料 出版 遠隔通信サービス コンサルティング、(非科学的)研究 | 1, 900円 |
| 5. | 科学研究 製薬、ヘルスケア | 4,200円 |
| 最低值 | 吏用料 | 本表で算出した年間 使用料額が200,0 00円を下回る場合 は、200,000円 とする。ただし、利用 者が営利を目的とし ない法人の場合は、 100,000円とす る。 |